

平成31年 3 月高浜市議会定例会会議録（第 1 号）

平成31年 3 月高浜市議会定例会は、平成31年 2 月21日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- | | |
|-------|-----------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定
(諸 報 告) |
| 日程第 3 | 施政方針 |
| 日程第 4 | 教育行政方針 |
| 日程第 5 | 同意第 1 号 公平委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 高浜市公共施設等整備基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 3 号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 4 号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 5 号 半田市と高浜市との間の一般旅券の申請の受理、交付等に関する事務の委託に関する規約について |
| | 議案第 6 号 高浜市道路占用料条例の一部改正について |
| | 議案第 7 号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 8 号 市道路線の認定について |
| | 議案第 9 号 高浜市教育振興・子育て支援基金の設置及び管理に関する条例の制定について |
| | 議案第10号 高浜市市制施行50周年記念事業基金の設置及び管理に関する条例の制定について |
| | 議案第11号 高浜市職員定数条例の一部改正について |
| | 議案第12号 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第13号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について |
| | 議案第14号 高浜市事務分掌条例の一部改正について |
| | 議案第15号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及 |

び愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について

議案第16号 高浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第17号 高浜市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

議案第18号 高浜市遺児手当支給条例の一部改正について

議案第19号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第20号 高浜市指定居宅介護支援事業等の実施等に関する条例の一部改正について

議案第21号 財産の無償貸付について

議案第22号 財産の無償貸付について

議案第23号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第24号 財産の減額貸付について

日程第8 議案第25号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第8回）

議案第26号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）

議案第27号 平成30年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）

議案第28号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）

議案第29号 平成30年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）

議案第30号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）

日程第9 議案第31号 平成31年度高浜市一般会計予算

議案第32号 平成31年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

議案第33号 平成31年度高浜市土地取得費特別会計予算

議案第34号 平成31年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

議案第35号 平成31年度高浜市介護保険特別会計予算

議案第36号 平成31年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第37号 平成31年度高浜市水道事業会計予算

議案第38号 平成31年度高浜市下水道事業会計予算

日程第10 報告第1号 平成31年度高浜市土地開発公社の経営状況について

報告第2号 平成31年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について

報告第3号 専決処分の報告について

日程第11 議員派遣について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
6番	黒川美克	7番	柴田耕一
8番	幸前信雄	9番	杉浦辰夫
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	神谷坂敏
教	育長	都築公人
企	画部長	深谷直弘
総合政策	グループリーダー	榊原雅彦
人事	グループリーダー	杉浦崇臣
ICT推進	グループリーダー	山下浩二
総	務部長	内田徹
行政	グループリーダー	中川幸紀
財務	グループリーダー	竹内正夫
市民総合窓口	センター長	中村孝徳
市民窓口	グループリーダー	内藤克己
市民生活	グループリーダー	芝田啓二
税務	グループリーダー	亀井勝彦
福	祉部長	加藤一志
地域福祉	グループリーダー	木村忠好
介護保険・障がい	グループリーダー	野口恒夫
福祉まるごと相談	グループリーダー	野口真樹
健康推進	グループリーダー	磯村和志
こども未来	部長	大岡英城
こども育成	グループリーダー	都築真哉

文化スポーツグループリーダー	鈴木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 義 人
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	島 口 靖
都市防災グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	杉 浦 睦 彦
地域産業グループリーダー	板 倉 宏 幸
会 計 管 理 者	三 井 まゆみ
学校経営グループリーダー	岡 島 正 明
学校経営グループ主幹	村 越 茂 樹
監査委員事務局長	山 本 時 雄

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	加 藤 元 久
主 査	加 藤 定
主 査	神 谷 直 子

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多忙のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、平成31年度予算案及び平成30年度補正予算案のほか、同意、条例の制定や一部改正などいずれも重要な案件が提出されています。議会といたしましても、これらの諸案件に対し十分なる審議を尽くし、市民の要望する諸施策を市政に反映すべく努力していきたいと存じます。議員各位におかれましては、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶にかえさせていただきます。

午前10時00分開会

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成31年3月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、平成31年3月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中全員の方に御参集をいただきまして、まことにありがとうございました。

日ごろより、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

先日、大阪府出身の21歳のプロテニス選手・大坂なおみ選手が女子シングルスの世界ランキングで1位に輝きました。身長180センチの強靱な肉体に精神面の強さが加わり、瞬く間に世界のトップに上り詰めました。父親がハイチ系アメリカ人、母親が日本人、本人は大阪府出身のアメリカ育ちという国際色豊かな生い立ちと天真らんまんなキャラクターは、多様性が私たちの世界を豊かにすることを感じさせてくれます。

さて、平成という一つの時代が終わろうとしております。この30年間、高浜市のまちづくりにかかわってこられた多くの方々に改めて感謝の念を抱くとともに、来るべき新たな時代に向け、身の引き締まる思いです。新たな時代の幕開けとなる平成31年度の予算編成方針は、後ほど施政方針の中で申し述べさせていただきますが、新しい時代にチャレンジする予算としております。世界は加速度的に変化していきますが、新たな時代においても、誰もがその人らしく人と人とのきずなを感じ、安心して暮らしていける大家族たかはまの実現に向け、我々はチャレンジを続けなければなりません。新年度におきましても、いずれの課題にも積極的に取り組んでまいりますので、皆様方の一層の御指導、御鞭撻をお願いいたします。

次に、本定例会に提案をいたします案件について申し上げます。

本定例会におきましては、同意2件、議案37件及び報告3件の計42件をお願いするものでございます。

詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御同意、御可決あるいはお聞き取りを賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時4分開議

○議長（鈴木勝彦） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、16番、小野田由紀子議員、1番、杉浦康憲議員を指名いたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました平成31年3月高浜市議会定例会の運営につきましては、平成30年12月13日及び平成31年2月14日に委員全員出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件につきまして、検討いたしました結果、会期は、本日より3月22日までの30日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきまして、本日は、同意第1号及び同意第2号を即決で行い、議案第2号から議案第38号までの議案の上程、説明後、報告第1号から報告第3号までについて報告を受けます。

2月25日及び26日の2日間は一般質問、一般質問終了後、関連質問を行います。

2月28日については、議案第25号から議案第30号までの補正予算関係議案の質疑、討論、採決を行い、議案第2号から議案第24号まで及び議案第31号から議案第38号までの総括質疑を行います。総括質疑後、予算特別委員会の設置を行い、議案第31号から議案第38号までの平成31年度当初予算関係議案を付託します。

総務建設委員会については、議案第2号から議案第8号までの7議案を、福祉文教委員会については、議案第9号から議案第23号までの15議案を、公共施設あり方検討特別委員会については、議案第24号1議案を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

各常任委員会及び各特別委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御了承をいただきますようお願いいたします。

この3月定例会が円滑に進行できますよう、格段の御協力をお願い申し上げまして、報告いたします。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月22日までの30日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの30日間と決定いたしました。

ここで、諸般の報告をいたします。

12月分までの一般会計・特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員から提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時ごらん願いたいと思います。

報告事項は以上であります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 施政方針を行います。

市長の施政方針を求めます。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 本年4月をもって平成という一つの時代が終わり、5月よりまさに新たな時代が始まろうとしています。平成という30年が高浜市にとってどんな意味をなす30年であったか振り返ってみますと、平成初頭では高浜市やきもの里かわら美術館やいきいき広場、公共下水道の供用開始、鬼みちの完成など今の高浜市の文化や福祉の拠点、ライフラインなど市民の暮らしを豊かにし支える都市基盤を整備してまいりました。高浜市総合サービスやまちづくり協議会、そしてまちづくりの最高規範となる高浜市自治基本条例といったまちづくりの仕組みに加え、たかま夢・未来塾や市民ムービー「タカハマ物語」といった未来を担う人材の育成に注力してきた平成中盤。公共施設の老朽化問題にいち早く取り組み策定した公共施設総合管理計画やリース方式での市役所本庁舎の建てかえなど、地に足のついたまちの姿を描き始めた平成終盤。これまでの取り組みの全てが先の未来を見越して取り組んできたことでございます。

そして、本年4月からは、地域コミュニティの拠点として、学び・文化・スポーツや子育てなどを支えていく高浜市地域交流施設がいよいよ供用を開始してまいります。これまでに取り組んできた未来に向けての投資の真価が、まさに今後問われてくるものと感じております。

また、平成初頭では約3万3,000人余りでありました人口も平成31年1月1日時点では約4万8,500人と、およそ1.47倍にまで増加をいたしました。そして、人口減少社会の中においても、本市は依然として人口増加を続けているという状況でございます。自動車関連企業が集積する西三河地域において、居住の地として本市を選択いただいている方が多いということは、これまでの高浜市をつくり、支えてこられた方々の御尽力のおかげであると感じているところであります。

その一方で、65歳以上の高齢者人口割合は、平成初頭と現在を比較すると約9%上昇し、逆に15歳未満の年少人口の割合は約4%の減少となっております。加えて、総人口に占める外国人の割合につきましては、平成の初めは0.7%程度でございましたが、現在では約7.3%にまで上昇してまいりました。「まち」も「ひと」も平成の約30年の間で大きく変化をしてまいりました。

さらに、世の中に目を向けますと、バブル経済の崩壊に始まり、阪神大震災や東日本大震災などの自然災害や人口減少時代への突入といった不安要素に包まれた一方、高齢者を社会全体で支えるための介護保険制度の確立、また、近年、新聞紙面で見ない日はないITやAI、未来への希望を感じさせるような技術が急激な進歩を遂げてきた、そんな時代でもございました。

1990年代初頭、平成4年に日本で初めてインターネット接続サービスを始めた株式会社インターネットイニシアティブを設立された鈴木幸一さんが、その著作「日本インターネット書記」の中で、1993年当時の資金集めに奔走されていた折の金融機関幹部とのやりとりにて「インターネットの利用者は10年後には3万倍になります。1993年当時の利用者は1,000人程度、2003年には3,000万人。その話に先方は笑い出したが、結果として10年後の2003年の日本のインターネット人口は7.7万倍の7,700万人となっていた。」と記されております。

それほどスピードで変わりゆく時代に私たちは生きています。少し先の未来、今までよりもっと速いスピードで世の中が変化していく。その時代に山積する行政課題や新たに発生する行政需要に対し、従来の考え方、仕事のやり方にとらわれることなく、将来を見据え挑戦し、今すべきことを着実に実行していくことが、いつまでも住み続けたいまちへとつながっていくと信じております。

そんな新たな時代を切り開き、その先の未来へとつなげていくための平成31年度予算編成方針を「新しい時代にチャレンジする予算」とし、本市の将来像を見据え、「事業総点検及び効率性の視点」、「将来ビジョンを見据えた戦略的視点」、「重点取組事項への財源配分」という3つの基本的な考え方を掲げ、編成いたしました。「重点取組事項」は、第6次高浜市総合計画の推進を踏まえ、以下の10項目についてつながる事業といたしました。それは、徴収率の向上、公共施設総合管理計画の推進、情報発信の強化、行政内部事務の省力化、安心な子育て環境、ICT教育、教育環境向上、企業誘致・産業振興、防災力強化、地域包括ケアシステムの構築でございます。

それでは、これより平成31年度の主要施策について、第6次高浜市総合計画の基本目標に沿っ

て述べさせていただきます。

初めに、基本目標Ⅰ「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」でございます。
新しい時代に向け、互いに語り合い、理解し合い、その中で自分にできることを考え、実践をしていく。そんな高浜市を実現していくための仕組みと人の成長を応援するための取り組みに挑戦してまいります。そのために市民・地域・行政が個々の力を出し合い、互いに連携・協力し合えるまちづくりを進めてまいります。

これまでも市民の皆様との協働や情報発信について積極的に取り組んでまいりましたが、新しい時代への挑戦として、情報発信パワーアップ事業では、ICT技術の発達により多様な情報があふれている時代の流れの中で、「何が市民に必要な情報で何が効果的な情報の伝え方か」をいま一度検討する中で、「情報発信」の力をいま一度全庁的に捉え直し、戦略的配慮の上に積極的な姿勢を築いていくため策定いたしました高浜市広報戦略に基づき、市公式ホームページのリニューアルを初めとし、伝えたい、知りたい情報が正しく確実に市民の皆様へ伝わるよう戦略的な情報発信を進めてまいります。

みんなでまちづくり事業では、若い世代や定年世代の市民が地域活動に参加しやすいきっかけづくりに取り組むとともに、2020年に市制施行50年を迎えるに当たっての準備を市民の皆様と連携・協力しながら進めてまいります。

新たな財政需要に対応しながら、健全財政を維持しつつ、市民サービスを低下させることなく維持・向上させていくためには、長期的な視野を持ち、常に全ての事業について点検・見直しを行い、前例踏襲や現状維持という発想の排除、投資に対する効果の明確化など、限りある財源の効率的な活用が重要であります。そこで、経常経費見直し事業に取り組むとともに、財政情報発信事業として、職員一人一人が市の財政状況について正しく事実を把握・認識するための情報共有を行うほか、市民と財政情報発信計画を策定し、中学生にもわかりやすい情報を発信してまいります。

また、ICTでまちづくり推進事業において、行政サービスへの人工知能の活用の検討及びRPA（ロボテック・プロセス・オートメーション）やペーパーレス会議の導入に向けた検討など、行政サービスの効率化、行政内部の働き方の見直しを進めてまいります。

また、公共施設総合管理計画推進事業では、個別施設計画の策定準備を進めていくとともに、各施設の今後の方針・予定等の見える化を行うなど、市民の皆様への情報発信を進めながら、着実な進行管理に努めてまいります。

特に、高浜小学校等整備事業では、本年4月より校舎等の供用が開始されると同時に、子供から高齢者までの多様な住民が集う地域交流施設の一部もオープンをいたします。地域コミュニティの拠点となるよう運営をしてまいりますとともに、第2期オープン施設の建設につきましては、引き続き関係団体等との協議及び既存校舎の解体を周辺地域に配慮し、安全に進めてまいります。

次に、基本目標Ⅱ「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」でございます。

これまでに積み重ねてきた高浜市の歴史・文化・伝統をつくってきたのは「ヒト」であり、その思いを引き継ぎ、新たな高浜市の歴史・文化・伝統をつくっていくのも「ヒト」であります。親から子、子から孫へというように、学ぶ側から教える側へと学びのバトンが伝わっていく「まなびでつなぐ大家族たかはま」を進めてまいります。

市誌編さん事業では、2020年度の刊行を目指し、タカハマ！まるごと宝箱事業と連携し、市民同士が学び合い、語り合いながら、引き続き市民調査員、学生などによる調査執筆活動を進めてまいります。

学び合い・高め合い事業では、地域の大人や企業など学び文化・活動の担い手や教え手の活動PR、掘り起こしに取り組んでまいります。あわせて、生涯スポーツ推進事業では、「いつでも・だれでも・どこでも・いつまでも」気軽にスポーツを楽しめる機会をつくり、市民交流の場を充実してまいります。

学校教育では、未来を担う子供がたくましく生き抜くために、12年間の学びと育ちをつなぎ、自分の成長を実感したり進学後の見通しを持ったりすることができるように、異校種間連携事業を推進してまいります。また、子供一人一人の学力の定着を図るために、少人数指導やチームティーチングによるきめ細やかな指導の充実を図ります。そして、支援を必要とする児童・生徒に対しては保護者と教員で個別の教育支援計画を作成・共有し、学校と家庭が歩調を合わせて、個に応じた支援を進めてまいります。

さらに、高浜カリキュラム推進事業では、これまでの実践の見直し、再構築を進めてまいります。そして、アクティブラーニングの推進、ICTを活用した教育実践、外国語のCAN-DOリストの活用・改善、たかはま夢・未来塾と連携した自律型ロボットを活用する高浜版プログラミング学習などを進め、主体的・対話的で深い学びを支援してまいります。

あわせて、子供が安全で快適な環境のもとで学ぶことができるように学校施設の維持管理に努め、教育環境の整備を計画的に進めてまいります。

また、人口減少社会において、働きながら安心して子供を産み育てることができる環境の整備は急務であります。本年4月には民営化により、認定こども園としてたかとりこども園がスタートします。秋ごろには園庭・外構も整ってくるとお聞きしております。加えて、高浜幼稚園の民営化及び認定こども園化や吉浜幼稚園舎を活用した小規模保育事業の実施などにより3歳未満児の受け入れをふやし、待機児童ゼロを目指すとともに、保育ニーズに対応した子育て環境を整えてまいります。

次に、基本目標Ⅲ「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」でございます。

市民の皆様の暮らしとまちの活力を支える産業の活性化に向けては、限られた地域資源を効果

的に活用し、その価値を高め、さらには新たな価値を生み出していくこと、そして日々変動する社会経済ニーズを的確に捉え、スピード感を持って取り組んでいくことが重要であります。

開発主体との協議・調整を積み重ね、当初の予定よりも早く造成工事が完成した豊田町の工業用地では、早期の工場建設を支援してまいります。

着実に耕作面積をふやし、消費者ニーズも高まりを見せているジャンボ落花生については、高浜特産野菜として定着に向け、JAあいち中央と連携し、生産システムの構築、加工品の商品化推進などに取り組んでまいります。

地場産業振興事業では、本年9月、中部国際空港に開業予定の愛知県国際展示場を活用し、在日外国人に対して三州瓦の優位性や伝統産業としての価値をアピールするなど、さらなる販路拡大に向けた支援を行ってまいります。

高浜高校SBPによるカワラでつながるミライ事業では、クラウドファンディングで支援いただいた資金等を活用し、これまでの活動を通じて見つけた高浜市のすばらしいモノや人とのつながり、想いを詰め込んだセレクトギフトの開発に取り組んでまいります。

環境施策では、きれいで住みよいまちを次世代に引き継いでいくため、高浜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ごみの減量に対する意識の向上を目的として、本年7月より指定ごみ袋の無料配布を廃止させていただきます。ごみ減量化に向けては、市民の皆様にご負担をお願いする部分もございますが、資源ごみ分別収集拠点の立ち当番に対する支援強化やごみ減量に対する情報発信に加え、市民の方と構成する生活環境問題研究会での情報交換やエコハウスでの資源ごみ分別学習といった地道な活動を継続し、さらなるごみの減量に取り組んでまいります。

安全・安心な市民の暮らしと地域の経済活動を支える都市基盤整備では、道路・橋梁の保全及び修繕、配水管の耐震化や配水設備の更新など計画的な維持管理に取り組んでまいります。

都市空間に潤いと安らぎを与える緑のあるまちづくり事業では、供用開始から30年以上が経過し、地元住民に親しまれている後世山公園の遊具を更新するとともに、地域の団体の方と協力して公園・緑地・街路樹や水辺の保全に取り組んでまいります。

自然災害が多発する昨今、市民の皆様が安心した生活を送り続けていくためには、自然災害に対し、市民の皆様の安全を確保するための体制整備が重要であります。先立って、職員を対象に災害時の初動対応に係る実動訓練を実施し、災害初期における活動を迅速かつ確実に実施するための基礎的な知識・技能の向上を図ってまいりました。自助・共助・公助の考えに基づく役割分担と相互連携のさらなる強化を図っていく中で、愛知県と連携し、災害時の適切な避難判断及び速やかな情報発信、災害情報の一元管理による業務の効率化に向けたシステムの導入を進めてまいります。

防犯対策推進事業では、近年増加傾向にある高齢者を狙った特殊詐欺や住宅侵入盗に対し、警察や地域と連携した啓発を行っていくとともに、交通安全啓発事業では、自転車が絡む交通事故

や高齢者の交通事故の減少に向け、関係機関と連携・協力し、市民一人一人の交通安全意識の向上に取り組んでまいります。

また、全国的な課題として注目をされている空き家問題に対しましても、高浜市空家等対策計画を策定し、総合的・計画的に取り組んでまいります。

次に、基本目標Ⅳ「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」でございます。

高浜市に暮らす誰もがその人らしくいつも笑顔でいられるよう、福祉・医療施策では相談支援体制の充実と生涯現役のまちづくり、医療と介護の連携の強化を引き続き進めてまいります。

生活困窮者自立支援事業では、生活困窮世帯の自立に向けた支援として就労支援、家計管理支援の一体的な取り組みを行うとともに、子供の貧困の連鎖を防止するために、習熟度に応じた学習支援や地域の協力による食事の提供を行うなど、成長段階に即した切れ目のない支援を行ってまいります。

避難行動要支援者事業では、福祉系の事業所と個別計画の策定を進めるとともに、福祉避難所開設に備えた体制づくりを進めてまいります。

介護人材確保・育成等事業では、全国的な課題であり、市と事業所が一体となって取り組む必要があります。ケアプラン作成に対するAI活用などICT技術活用の検証や、市内の介護事業所職員であれば他の事業所の研修に参加することができる介護事業所相互交流研修事業の実施など、介護人材の確保・育成に取り組んでまいります。

健やかで心豊かに生活するためには健康であることが大切です。健康づくり応援事業では、マシンスタジオの運営や健診受診の促進に加え、若い世代から参加できるたかはま健康チャレンジ事業を継続します。

「人口構成の2040年問題」の言葉に象徴されるように、いわゆる後期高齢者人口がピークに達する時期に向けて、医療・介護の需要は確実にふえてまいります。一方で、家族の介護力の低下も懸念されます。住みなれた地域で暮らし続けるため、医療法人豊田会と市内医療機関、介護施設が密に連携し、病院から在宅まで切れ目のない医療・介護のサービスを提供できる体制を構築してまいります。

在宅医療・介護連携事業では、医療・介護関係者の連携意識の向上を図るとともに、「えんじょネット高浜」を効率的・効果的に活用するための研修会の実施や、事業自体のさらなる広域化を促進するなど、住みなれた地域や自宅の中で安心して暮らせるよう支援体制を強化してまいります。

地域医療振興事業では、引き続き地域医療ネットワークの定着を図るとともに、本年7月には高浜豊田病院がオープンいたします。従来の療養病床に加えて新たに一般病床が設けられ、回復期の医療も担います。医療法人豊田会とは、今後も連携してこの地域の医療ニーズに応えてまいります。

超高齢化社会を見据え、生涯現役のまちづくり事業では、県の受託事業であるコグニタウン事業で閉じこもりがちな高齢者と健康自生地をつないでいくとともに、居場所提供型の健康自生地において健康づくりの取り組みを進めてまいります。また、国立長寿医療研究センターと協働し、認知症予防に効果的な活動をPRしていくことで事業全体のさらなる発展を目指してまいります。

以上、平成31年度の市政運営に当たり、重点施策について申し述べさせていただきました。

終わりになりますが、高度経済成長期を経て我が国は経済的に豊かになり、デジタル技術の進歩により、私たちは便利な生活を享受できるようになりました。その一方で、地域や社会のためという考えよりも「個」や「私」を優先する考えが強まり、一昔前であれば地域社会における相互扶助の仕組みの中で解決されていた問題を個人が抱えるなど、地域のつながりの希薄化が問題視されるようになりました。

今後ますます社会構造や生活スタイルが変化していく中、10年先、20年先も「住み続けたいまち高浜」であり続けるために全庁一丸となって邁進してまいります。行政だけでは、まちの課題、時代のもたらす課題に対応するには限界があります。

地域、事業者、関係機関、議会、行政、そして市民の皆様一人一人が「誰かがやってくれるだろう」、「自分には関係ない」ではなく「自分には何ができるだろう」と「お客様」ではなく一人一人が「まちづくりの主演」として輝く。そんな人や思いこそが課題解決の唯一の手段であり、将来世代、未来の高浜市へと引き継いでいくべきことであると考えております。

新たな時代を切り開き、高浜市をその先の未来へとつなげていくために、今後とも議員各位並びに市民の皆様のより一層の御支援、御協力をお願い申し上げ、平成31年度の施政方針とさせていただきます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 以上で施政方針は終わりました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第4 教育行政方針を行います。

教育長の教育行政方針を求めます。

教育長。

〔教育長 都築公人 登壇〕

○教育長（都築公人） 初めに、次代を生きる子供には、みずから課題を発見し、解決に向けて思考・判断し、自分の考えを表現する力が求められています。また、人として豊かな心を持ち、周りの人たちと協調し、互いに高め合うことのできる人間性を高めていくことが重要です。学校は、未来を担う子供がたくましく生き抜くために、これらの資質・能力を育てていきます。

高浜市では、第6次高浜市総合計画のもとで策定した教育基本構想の基本理念の実現に向けて、学校・家庭・地域が連携を深め、子供の学びや育ちのつながりを大切にしてきました。そのため

に、多くの「ひと・もの・こと」にかかわりながら学ぶ喜びや成長の過程を認められる喜びを実感する経験を子供に繰り返し体験させ、「学び続ける力」を培ってきました。

現在、新学習指導要領の完全実施に向けて計画的に進めています。特別の教科道徳を初め、外国語活動・外国語科、プログラミング学習、プログラミング的思考やICTを活用した授業実践など、さらに推進します。そして、子供が学びや育ちをつなげ、「主体的・対話的で深い学び」を充実させることができるような体制を全教職員で構築します。

この春、高浜小学校の新校舎が完成します。今後、地域交流施設を併設し、地域と学校が協働する市民の学び舎となる複合施設として生まれ変わります。いじめや不登校、外国籍児童生徒や特別な支援を必要とする子供の増加、教職員の業務改善など、学校が抱える課題に対し、園・学校と家庭・地域が力を合わせて、子供を育てる教育環境をつくります。

これより、平成31年度における取り組みについて述べさせていただきます。

1、幼・保小中12年間の連携については、子供が高浜市のよさを感じながら心豊かに成長・発達するために、12年間の学びと育ちをつなぐ異校種間の連携教育を推進します。まず、教職員間の情報交換会や異校種参観を継続して実施し、互いの教育観や指導法への理解を深めます。そして、共通の目標を掲げ、子供の実態から身につけさせたい力を明確にし、系統性を意識した実践を積み上げ、指導が途切れないようにつなげていきます。そのために、これまで蓄積してきた高浜カリキュラムや各教科領域のすぐれた実践の集約と活用を一層進めます。そして、子供が自分の成長を実感することができるように、教員がともに学ぶ姿勢を示し、学び続ける意欲を高めさせ、12年間の学びをつなげていきます。

また、異校種間での子供同士の交流事業をさらに推し進め、互いのことを理解し合うことで自分の成長を実感したり、進学後の見通しを持ったりすることができるようにします。さらに、目指す子供の姿を学校・地域・家庭が共有し、協働するために、「高浜市が育てていきたい生活習慣・学習習慣」を周知するための活用型カレンダーの効果的な利用を図ります。

2、確かな学力の向上については、(1) 教師力・授業力の向上として、子供に確かな学力を身につけさせるために、専門的な教育の担い手として教員の教師力・授業力向上を図ります。主題研究や公開授業の実践を充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現するための教育課程の検討や授業改善を図ります。具体的には、アクティブラーニング、ICTを活用した授業実践、外国語のCAN-DOリストの活用・改善、ALTや英語専科教員の活用、スクラッチや自律型ロボットを活用した高浜版プログラミング学習の先行モデル授業などを進めます。また、学校司書が小学校を巡回し、図書館を本で学ぶ場として整備していきます。

教職員研修では、教育センターグループが核となり体系的・計画的に研修を実施することで、教職員の資質と指導力を向上させていきます。新学習指導要領の完全実施に向け、教育課程に係る研修、また道徳や小学校外国語活動、プログラミング学習の実践的な授業づくり、指導方法の

研修会を初め、各種研修会を実施し、実践的指導力の向上を図っていきます。管理職や中堅教員への特別支援教育研修も継続し、個に応じた指導をさらに充実します。

また、高浜小学校が研究委嘱校として3年目を迎え、「かかわり合いを重視した授業づくり」について秋に成果を発表します。そして、新たに南中学校に研究委嘱を行います。

(2) きめ細やかな指導の充実として、子供一人一人の学力の定着を図るためにはきめ細やかな指導が不可欠です。少人数指導やチームティーチングの充実を図り、各校で子供の実態に合わせて学びの質を高め、教育効果を上げるように取り組んでいます。学級の枠にとらわれず、意図的かつ計画的に学習コースを設定し、学習集団を形成します。そして、子供の実態に合わせた指導方法を工夫し、基礎学力の定着に加え、活用力の育成にも力を入れます。また、少人数指導等の授業方法を検証し、効果的な指導法について追求し、個に応じた学力の向上を図っていきます。そのために必要なサポートティーチャーや外国人指導助手の配置を継続して行います。

3、一人一人を大切に教育については、(1) 特別支援教育の充実として、保護者と教職員が個別の教育支援計画を共有し、困り感を持っている子供に対し、学校と家庭が歩調を合わせて個に応じた支援をします。また、医療や福祉サービスなど関係機関と連携し、それぞれで行われている支援がつながるように工夫します。そのために、通級教室指導教員、スクールアシスタント、スクールサポーター等を各校の実態に合わせて適切に配置します。各校には特別支援教育コーディネーターの役割を位置づけ、自校の体制について見直し、改善を進めていきます。また、幼・保小中だけでなく、高浜高等学校と連携し、中学校から高等学校までの連続性を視野に入れ、個別の教育支援計画の引き継ぎと活用を進め、義務教育課程終了後も子供や保護者が安心して学ぶことができるように協力していきます。

(2) いきいき広場福祉部との連携として、教育委員会が福祉部と同じいきいき広場に設置されている利点を生かし、連絡、相談、対応について連携を図り、滞りなく行ってきました。5歳児健診における発達相談により、学校は就学前の早期からの園児の実態を把握し、就学に向けた適切なアドバイスをすることができるようになりました。子供の成長や就学に不安を持つ保護者が、こども発達センターの専門家や就学予定先の学校職員との相談活動により計画的に就学に向けて準備を整え、安心して就学させることができるようにしていきます。

また、こども発達センターの専門職と教育委員会の専門家が小学校区ごとにチームを組み、各園・学校を巡回訪問し、具体的な支援について助言を行います。関係各所が連携し、多様なニーズに応えるように、子供や家庭を見守り、支援します。

さらに、高浜市学習等支援事業「ステップ」や「ステップジュニア」との連携を図り、支援を必要とする家庭、児童生徒の学習・生活支援を進めます。そして、安心して楽しく学ぶ場を提供し、子供がみずから学ぶ力や生き抜く力を育むことができるように支援していきます。

(3) 相談活動・学習支援の充実として、高浜市適応指導教室「ほっとスペース」には、生徒

指導相談員が常駐し、子供が学習や生活のリズムを整え、自立して学校に復帰できるように支援します。そして、こころの相談員が適応指導教室や各校を訪問し、児童・生徒や保護者、教職員との相談を行います。また、スクールヘルパーを中学校に配置し、学校不適應を起こしている生徒の学習支援や生活支援を行います。

これらの活動は、「自分が大切な存在、価値ある存在であると思う心」である自己肯定感と、「自分が誰かの役に立っている、誰かに必要とされていると思う心」である自己有用感を育むことにつながります。相談活動や学習支援だけでなく、学校生活のさまざまな場面を充実させることによりこれらの心を育み、不登校やいじめ対策につなげていきます。

また、スクールカウンセラーを定期的に学校に派遣し、児童生徒や保護者の抱える悩みを受けとめ、心のケアをする役割を果たしていきます。

(4) 外国人支援教育の充実として、高浜市は外国人の占める人口割合が多く、各校の外国籍児童生徒も増加している現状を踏まえ、平成30年度より指導員を1名ふやし、早期適応教室「くすのき学級」を高浜小学校に新たに開設しました。海外から来日して日が浅く、日本語や日本の文化を理解できず、学習・生活の両面で支障を来す子供に対し、適応指導を実施して成果を上げてきました。各校の日本語指導教室においても、日本語の指導が必要な子供への支援をしています。

また、通訳者を3名配置し、通訳・翻訳活動、相談活動、言語指導、進路相談など、支援を必要とする子供や保護者に細やかな対応を行うことで、日本の学校への適応を図っていきます。通訳者が不在の場合でも対応することができるように、音声翻訳機を各校へ配備しています。

4、地域と協働する学校については、学校を学びの拠点とし、地域の活動を行う場、地域の住民が授業や学校行事等を通して子供と交流する場となるように努めます。高浜カリキュラムの実践や各種学校行事においては、地域の「人・もの・こと」とのかかわりを大切にし、地域とともに活動し、ともに学ぶ機会を積極的に取り入れていきます。

また、高浜版プログラミング学習においては、たかはま夢・未来塾や愛知教育大学と連携し、カリキュラムやワークブックの作成を進め、子供の学びを支援します。特に、この春に竣工する新高浜小学校においては、地域交流施設を併設し、「大家族を縦横につなぐかけ橋」となるためのモデル校としての役割を果たしていきます。

また、子供が地域行事に参加したり参画したりすることを通じて、地域との触れ合いを密にしていきます。そして、子供が高浜市の文化を継承・開発・発展させることができるように、地域全体で子供を育む「地域とともにある学校」を目指します。さらに、学校関係者評価委員会の活動を充実させ、学校・家庭・地域が三者一体となって協働して学校づくりが展開されるように、指導・助言をいただきながら学校運営の改善につなげます。

5、安全で快適な教育環境については、学校は学びの場であるとともに、子供が一日の大半

を過ごす生活の場です。また、地域コミュニティの拠点としての役割を果たし、市民にとっての学び舎となるために、教育環境の整備を計画的に進めていきます。明るく、過ごしやすく、学習に集中できる教室環境を整えるために、照明のLED化を順次進めていきます。さらに、全小中学校の教室にエアコンを設置します。

また、高浜小学校の水泳授業において民間プールを活用することに伴い、その運用や水泳指導カリキュラムなどについて、実践を踏まえて改善します。校舎等の老朽化に伴う改修や修繕については、公共施設総合管理計画を基本として計画的に予算を配当し、長寿命化を図るために、速やかに対処していきます。

そして、教育のICT化を推進し、小中学校に整備したタブレットを有効に活用するとともに、電子黒板、大型モニター、デジタル教材等の充実を図り、子供が学習に興味を持ち、積極的に授業に臨むことができる環境づくりに取り組みます。

子供にとって最大の教育環境は教員です。現在、働き方改革が叫ばれている中、教員の業務改善についても具体的な取り組みが求められています。愛知県教育委員会が平成29年3月に策定した教員の多忙化解消プランに基づき、高浜市教育委員会と校長会で協議し、平成30年度より中学校における部活動の朝練習を廃止したり、夏季休業中において一定期間学校閉校日を設定したりするなど学校における教育活動全般の見直しを図り、成果を上げてきました。今後も教職員自身による労務管理の徹底や各校の実態に応じた業務改善に取り組み、教職員が毎日笑顔で子供と接することができるように努めます。

終わりに当たりまして、日本は少子高齢化、人口減少による危機を感じず時代となっています。「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」、この将来都市像を実現するのは、魅力的なまちづくりとそこに生きる人の育成であると考えます。今を生きる子供が将来、社会に出て活躍し、未来の高浜をつくる原動力となる人材に成長することを願ってやみません。子供はさまざまな人とかかわりながら学び合い、自分の成長を実感することで自己肯定感や自己有用感が生まれます。そして、学び続ける力が湧き、学んだことを生かしてよりよい社会を築こうという意識や行動につながります。そのために、今こそ学校、家庭、地域で協働して子供を育てていかなければなりません。学校は、その地域を映し出す鏡であると言われる。多くの方々に支えられ、構成される一つの社会である学校を、みんなの力で育てていきたいと考えます。

高浜市教育委員会は、高浜教育ビジョンである「高浜を愛し、高浜の良さを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成」の実現に向けて、家庭や地域の人々、各種団体の方々の御協力、御指導をいただきながら、これからも地域社会と協働する学校づくりを推進していきます。

〔教育長 都築公人 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 以上で教育行政方針は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は11時5分。

午前10時53分休憩

午前11時2分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 同意第1号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、同意第1号 公平委員会委員の選任につきまして提案理由を御説明申し上げます。

本案は、現委員中村さと子氏が本年3月31日で任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の御同意を賜りたく提案させていただきます。

同氏は、御案内のとおり高浜市保健医療推進協議会委員や高浜市学校保健会副会長等の公職及び高浜市歯科医師会会長をお務めになられたほか、医療法人エヌアール港デンタルクリニック理事長として御活躍されており、幅広い知識と豊かな経験を有しておられます。

平成19年4月より、公平委員会委員として御尽力をいただいております、誠実なお人柄と豊かな御経験は本市の人事行政に大いに寄与していただけるものと確信をいたしております。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第1号 公平委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、同意第1号は原案に同意することに決定い

たしました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第6 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由を御説明申し上げます。

本案は、現委員川角和行氏が本年3月31日で任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の御同意を賜りたく提案させていただくものでございます。

同氏は、中津川税務署長を初め、長年税務行政の要職にあられ、御退職後は高浜市交通安全指導員、本郷町町内会長を務められるなど、幅広い知識と豊かな経験を有しておられます。

平成25年4月より固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいております、誠実なお人柄と豊かな御経験は、固定資産評価に係ります不服の審査・決定に当たりまして、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

何とぞ御同意をいただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、同意第2号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第7 議案第2号から議案第24号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議案第2号 高浜市公共施設等整備基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

参考資料の2ページ及び新旧対照表の1ページをあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、公共施設等整備基金の用途について、現行の公共施設等の整備の財源に充てる場合のほか、維持更新及び公共施設総合管理に関する施策推進に用途を拡大し、活用するためのものがあります。

改正の内容であります。第1条、基金の設置に関する規定中「整備」を「整備等」に改めるとともに、第6条、基金を処分することができる場合の規定中「整備」の次に「維持更新及び公共施設総合管理に関する施策推進」を加えるものであります。

なお、本案は、附則で施行期日を平成31年4月1日からといたしております。

説明は以上のおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（中村孝徳） それでは、議案第3号から議案第5号までの3議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第3号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料2ページ及び新旧対照表3ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本市では、平成26年3月に策定いたしました高浜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ごみの減量化に取り組んでまいりましたが、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量について、ごみ処理基本計画に定める目標値を達成することが難しい状況でございます。また、ごみ処理基本計画にも「可燃ごみ排出の減量が進まないときは、世帯人数による一定枚数の無料配布を廃止し、指定ごみ袋の有料化を進めます」とあることから、この計画に基づき、さらなるごみの減量化を目指し、各家庭の世帯人員に応じた指定袋の無料配布を廃止し、あわせて指定袋の販売価格の改定をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、可燃ごみ指定袋の無料配布を廃止することから第8条第3項を削り、それに伴い、第10条の条文中「第8条第3項の規定により配布された指定袋」の部分が不要

となり、その後の「の収容量を超えて可燃ごみを」の部分は「一般廃棄物」であることから、条文の整備を行うものでございます。

また、別表第1中、種別の「一般廃棄物（し尿を除く。）」の部分は、第9条で「以下『臨時多量廃棄物』という」とあるため「臨時多量廃棄物」に改め、同表指定袋の項中「40円」を「20円」に、「30円」を「15円」に改めるものでございます。

なお、附則において、この条例は平成31年7月1日から施行することといたしております。

続きまして、議案第4号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料2ページ及び新旧対照表5ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律による児童扶養手当法の一部改正により、同法による児童扶養手当の支給制限適用期間が改正されることに伴い、母子家庭等医療費について、前々年の所得に応じて支給制限する期間を変更するものでございます。

改正の内容でございますが、適用除外について定めております第3条第1項第1号中「7月」を「10月」に改めるもので、所得制限による支給制限について、現行では1月から7月までとなっている前々年の所得に応じた支給制限を、1月から10月までとするものでございます。

なお、附則第1項では、この条例は公布の日から施行することとし、第2項では、この条例の施行の日より前の受給資格については、なお従前の例によることといたしております。

続きまして、議案第5号 半田市と高浜市との間の一般旅券の申請の受理、交付等に関する事務の委託に関する規約について御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料2ページ、3ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

旅券事務につきましては、平成31年3月末をもって知多旅券コーナーでの取り扱いが終了となることに伴い、平成31年4月より一般旅券事務に係る権限移譲を愛知県より受け、高浜市・半田市・常滑市・阿久比町・南知多町・武豊町の3市3町の広域で旅券事務を実施し、その事務を地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、半田市への事務委託により行うもので、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

規約の内容でございますが、第1条では、委託事務の範囲として、地方自治法の規定に基づき、愛知県事務処理特例条例別表第3の旅券事務に掲げる事務の管理・執行を半田市に委託するものとし、第2条では、委託事務の管理・執行に要する経費は高浜市の負担とし、経費の額、支払いの時期・方法は、両市が協議の上、別に定めるものとしております。

第3条では、委託事務の収入・支出は半田市の一般会計予算に計上するものとし、第4条では、

半田市は毎年度終了後、委託事務の管理・執行状況を高浜市に報告するものとしております。また、第5条では、委託事務に係る半田市の条例等の制定改廃があった場合の措置について定めております。

第6条では、委託を廃止する場合の決算処理について、第7条では雑則として、この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は両市が協議して定めることとしております。

なお、附則において、この規約は平成31年4月1日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。3議案とも原案のとおり御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第6号から議案第8号までの3議案について御説明申し上げます。

別添の参考資料及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

まず、議案第6号 高浜市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料3ページ、新旧対照表7ページから12ページもあわせてごらんください。

今回の改正は、道路の占用料を規定しております高浜市道路占用料条例の一部を改正するものでございます。

国の管理道路における道路占用料の額の見直しを行う道路法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成29年4月1日から施行されております。

これを受け、愛知県においても政令改正を契機に、経済変動等の要因で道路占用料の額の改正が行われ、平成31年4月1日から施行されることになっておりますので、あわせて本市の道路占用料の額の改正を行うものでございます。

また、ガス事業法の一部が改正されたことに伴い、道路占用料条例第6条第10号中において、引用条文の整備を行うものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第7号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の3ページ、新旧対照表の13ページから15ページもあわせてごらんください。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律の施行により関係政令の整備が行われたことによるもので、水道法施行規則及び技術士法施行規則の一部改正に伴い、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、布設工事監督者の資格要件について定めております第3条第3号及び水道技術管理者の資格要件について定めております第4条第2号及び第4号の「短期大学」に、専門職大学の前期課程修了者を追加するものであります。

なお、附則第1項におきまして、この条例は平成31年4月1日から施行することとし、附則第2項では技術士法の上下水道部門の「水道環境」が「上水道及び工業用水道」に統合されることから、この条例の施行前に行われた試験において「水道環境」科目に合格した者は「上水道及び工業用水道」科目に合格したとみなすことといたしております。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第8号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

議案参考資料の4ページ、また添付されております図面もあわせてごらんください。

本案は、新たに1路線を市道路線として、認定をお願いするものでございます。

新たな路線は、平成30年12月に完了した高浜豊田地区用地造成工事により築造され、本市に帰属された道路であります。

なお、今回の認定路線の概要は参考資料のとおりでありまして、この路線の延長は148.6メートルとなります。平成31年1月末の認定路線数は774路線、認定総延長は20万4,295メートルで、今回の1路線を加算いたしますと、認定路線数は775路線、認定総延長は20万4,443.6メートルとなります。

以上、議案第6号から議案第8号の議案につきまして、何とぞ慎重御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） それでは、議案第9号から議案第15号まで7議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第9号 高浜市教育振興・子育て支援基金の設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案参考資料の4ページをあわせてごらんください。

本案は、地方自治法の第241条の規定に基づき、教育振興・子育て支援に要する経費の財源に充てるため、ポートルースチケットショップ高浜から納入をされます環境整備協力費の受け皿、及びその用途を明確化するために、新たに高浜市教育振興・子育て支援基金を設置するものでございます。

条例の内容は、第1条は基金の設置目的について、第2条は、基金として積み立てる金額は一般会計予算で定める額とすることとし、第4条では、運用益金は一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとしております。第6条の基金の処分は、教育振興・子育てに関する4つの事業に対して、その全部または一部を処分できることといたしております。

附則において、施行期日を平成31年4月1日からといたしております。

議案第9号の説明は以上でございます。

次に、議案第10号 高浜市市制施行50周年記念事業基金の設置及び管理に関する条例の制定に

ついて御説明申し上げます。

議案参考資料の4、5ページをあわせてごらんください。

本案は、地方自治法の第241条の規定に基づき、2020年の市制施行50周年の記念事業に必要な財源を確保するために基金を設置するものでございます。

条例の内容は、第1条は本基金の設置目的について、第2条では、基金として積み立てる金額は一般会計予算で定める額とすることとし、第2項では、設置目的に沿った指定寄附についても追加して積み立てができることといたしております。第4条では、運用益金について、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとしております。第6条の処分は、50周年の記念事業の経費の財源とする場合に限り、その全部または一部を処分できることといたしております。

なお、附則において、施行期日を平成31年4月1日から施行するものとし、附則の第2項では、本条例の失効は、50周年記念事業が終了する平成33年3月31日限り効力を失い、そのときの基金残額は一般会計に納付するものとしております。

議案第10号の説明は以上でございます。

次に、議案第11号 高浜市職員定数条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の5ページ並びに新旧対照表の17ページをあわせてごらんください。

改正の内容は、条例第2条第1項第1号で、市長の事務部局の職員定数を現行「290人」から「289人」に改め、同項第8号で、教育委員会の事務局及び学校その他教育機関の職員定数を現行の「9人」から「10人」に改めるものでございます。

なお、附則において、この一部改正条例は平成31年4月1日から施行することといたしております。

議案第11号の説明は以上でございます。

次に、議案第12号 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の5ページ並びに新旧対照表の19ページをあわせてごらんください。

改正の内容は、条例第8条に第3項として、時間外勤務命令を行うことができる上限等を定める措置について、規則委任するための規定を追加するものでございます。

附則において、この一部改正条例は平成31年4月1日から施行することといたしております。

議案第12号の説明は以上でございます。

次に、議案第13号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料5ページ並びに新旧対照表の21ページをあわせてごらんください。

本案は、当人からの申し出を受け、市長、副市長及び教育長の給料の月額を減額して支給する期間を平成32年3月31日まで延長いたすもので、市長については給料の月額の20%を、副市長及

び教育長については給料の月額10%をそれぞれ減額して支給することといたすものでございます。

なお、附則において、この一部改正条例は平成31年4月1日から施行することといたしております。

議案第13号の説明は以上でございます。

次に、議案第14号 高浜市事務分掌条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の5ページ、6ページ並びに新旧対照表の23ページから25ページをあわせてごらんください。

本案は、行政の合理化・効率化を推進するため、行政組織の見直しを行うものでございます。

改正の内容でございますが、部の設置について定める第1条では、第3号について「市民総合窓口センター」の名称を「市民部」に改めるものでございます。

次に、部の分掌事務について定める第2条のうち第2号の改正では、総務部の分掌事務に「市有財産に関する事」を加えるものでございます。

次に、同条第3号の改正では、市民総合窓口センターの名称を「市民部」に改めるとともに、市民部の分掌事務に「商業及び工業に関する事」「農業及び水産業に関する事」「労働行政に関する事」及び「観光に関する事」を加えるほか、「公営住宅に関する事」を除くこととするものでございます。

次に、同条第6号の改正では、都市政策部の分掌事務に「公営住宅に関する事」を加えるとともに、「市有財産に関する事」「商業及び工業に関する事」「農業及び水産業に関する事」「労働行政に関する事」「観光に関する事」並びに「コミュニティビジネスの創業支援その他中小企業の振興に関する事」を除くこととするものでございます。

また、附則第2項の「高浜市環境対策協議会条例の一部改正」では、協議会の庶務について規定する第8条について、「市民総合窓口センター」の名称を「市民部」に改めるものでございます。

附則の第1項において、この一部改正条例は平成31年4月1日から施行することといたしております。

議案第14号の説明は以上でございます。

最後に、議案第15号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明申し上げます。

議案参考資料の6ページ並びに新旧対照表27ページ、28ページをあわせてごらんください。

本案は、平成31年3月31日をもって常滑武豊衛生組合が脱退すること、及び日東衛生組合が解散することに伴い、規約の改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、組合を組織する地方公共団体を定める別表第1及び組合議会の議員の選挙区等

を定める別表第2から両組合を削除するものでございます。

なお、附則第1項では、この一部改正規約の施行期日を平成31年4月1日とし、第2項では、別表第2の改正規定については平成31年4月1日以後最初に告示される議員の一般選挙から適用することといたしております。

議案第15号の説明は以上でございます。いずれの議案も、原案のとおり御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第16号 高浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

参考資料等もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、居宅介護支援事業者の指定権限が市長に移譲されたことにより、指定居宅介護支援事業者の指定及び人員、運営の基準等について市が条例で定めることとなったことから、条例の制定をお願いするものでございます。

第1条は趣旨規定で、介護保険法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定め、第3条では、指定居宅介護支援の事業に係る一般原則を定め、第4条では、人員及び運営に関する基準を全国で統一的に運用されてきた国の基準と同一の基準として規定しています。

第5条では、記録の整備の保存年限を5年間とし、第6条では、事業の運営に関し、暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の支配を受けてはならないことと規定しています。

第7条では、基準該当居宅介護支援の事業について第5条及び第6条の規定を準用し、第8条では、基準該当居宅介護支援の人員及び運営に関する基準を第7条の規定を準用するものを除くほかは、国の基準と同一の基準として規定しています。

なお、附則において、施行期日は公布の日からといたしております。

次に、議案第17号 高浜市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、居宅介護支援事業者の指定権限が市長に移譲されたことにより、指定居宅介護支援事業者の指定基準等について市が条例で定めることとなったことから、条例の制定をお願いするものでございます。

第1条は、介護保険法第79条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定めるもので、第2条で指定居宅介護支援事業の申請者の資格を法人である者とし、

ただし、暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となる法人は除くと定めるものでございます。

なお、附則において、施行期日は公布の日からとしております。

次に、議案第18号 高浜市遺児手当支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行により児童扶養手当法の一部が改正されたことに伴い、改正をお願いするものでございます。

第3条、受給資格において、遺児手当の支給制限の適用期間を現行の「8月から翌年の7月まで」を、児童扶養手当に合わせ「11月から翌年の10月まで」に改正するものでございます。

なお、附則において、施行期日は公布の日からとし、改正後の規定は、平成31年11月以後の月分の遺児手当の支給の停止について適用し、同年10月以前の月分の支給停止については、なお従前の例によるものとしております。

次に、議案第19号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部が改正されたことに伴い、災害援護資金の利率等及び償還方法を変更するため改正をお願いするものでございます。

第14条、保証人及び利率では、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者が保証人を立てる場合には無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3%といたしております。

なお、保証人の債務には違約金を含むものとしております。

第15条、償還等では、災害援護資金の償還方法として新たに月賦償還を加えることとするほか、条文の整備を行うものであります。

なお、附則において、この条例の施行期日を平成31年4月1日とし、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるものといたしております。

次に、議案第20号 高浜市指定居宅介護支援事業等の実施等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、居宅介護支援事業者の指定権限が市長に移譲されたことから改正をお願いするものでございます。

第2条、指定居宅介護支援事業等の実施において、指定居宅介護支援事業者の指定を行う者を

「知事」から「市長」に変更するため改正するものでございます。

なお、附則において、施行期日は公布の日からといたしております。

次に、議案第21号 財産の無償貸付について御説明申し上げます。

本案は、医療法人豊田会に対する刈谷豊田総合病院高浜分院の敷地の無償貸与が平成31年3月31日に終了することから、これを延長するためのものであります。

土地は、高浜市稗田町三丁目2番11ほか39筆、登記面積8,169.98平方メートルであり、貸し付け期間は平成31年4月1日から平成31年6月30日までの3カ月間としております。

次に、議案第22号 財産の無償貸付について御説明申し上げます。

本案は、高浜豊田病院へ病院の機能が移転された後、刈谷豊田総合病院高浜分院を収去し、土地を明け渡すまでの間、建物が存する高浜市稗田町三丁目2番11ほか14筆の一部、面積2,595.86平方メートルの土地を医療法人豊田会に無償貸し付けするものでございます。貸し付け期間は、平成31年7月1日から平成37年6月30日までの6年間としております。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） それでは、議案第23号から第24号について御説明申し上げます。

まず、議案第23号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

別添の参考資料10ページ及び新旧対照表35ページもあわせて御参照いただきますようお願いいたします。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の公布に伴い、第10条第3項第5号の放課後児童支援員の資格要件に一定の学科等を修めた専門職大学の前期課程修了者を追加するものです。

なお、附則において、この条例は平成31年4月1日から施行するものとしております。

議案第23号の御説明は以上でございます。

次に、議案第24号 財産の減額貸付について御説明申し上げます。

別添の参考資料11ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、勤労青少年ホーム跡地活用事業の実施に当たり、平成30年3月20日に締結した勤労青少年ホーム跡地活用事業契約書に基づき、跡地貸付料として年額720万円（月額換算月60万円）を予定していましたが、テニスコート供用開始延期に伴い、テニスコート等整備・供用開始準備期間中はテニスコート等の整備面積について減額貸し付けいたしたく、本案を上程するものです。

土地の所在地は、高浜市論地町五丁目6番55、8,728.57平方メートルを株式会社コパンに減額貸し付けをするもので、期間は平成31年4月1日からテニスコート施設等の供用を開始する日の属する前月の末日までとし、貸付金額は供用を開始するプール建物・駐車場の一部の面積割合の

貸付相当額として月額36万6,000円とし、減額する額を、供用開始を延期するテニスコート・駐車場の一部の面積割合の貸付相当額として月額23万4,000円を減額して貸し付けするものです。

以上、議案第23号から議案第24号の2議案について御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 日程第8 議案第25号から議案第30号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議案第25号 平成30年度一般会計補正予算（第8回）につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,683万円を追加し、補正後の予算総額を175億9,712万2,000円といたすものであります。

8ページをお願いします。

繰越明許費は、3款1項介護保険システム保険料軽減強化対応業務委託事業については、国の第2次補正予算によるものであり、8款2項市道港線整備事業については、年度内の完了が見込めないことにより、平成31年度に繰り越すものであります。

3款2項トイレ等改修工事事業及び保育室空調設備設置工事事業は、国庫補助を受けるに当たり、平成31年度に契約を行う必要があることから、11ページをお願いいたしまして、末尾の小規模保育事業2事業の債務負担行為を減額し、本年度の事業費として同額を計上し、当該事業費を平成31年度に繰り越すものであります。

10ページの債務負担行為補正は、上段の表の1事項について新たに限度額を設定するほか、下段の表は、入札額の確定等により限度額を変更いたすものであります。

12ページをお願いします。

地方債補正は、上段の水道施設耐震化事業、道路整備事業及び中段の中学校施設改修事業は、事業費の確定により限度額を減額いたすものであります。

56ページをお願いします。

歳入について申し上げます。

1款1項2目法人市民税は、見込み額の増加により増額いたすものであります。

13款1項1目民生費国庫負担金は、障害福祉サービス等給付費の増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金を増額いたす等のものであります。

13款2項5目土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の額の確定に伴い、減額いたす等

のものであります。

14款1項1目民生費県負担金は、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、増額いたす等のものであります。

58ページをお願いします。

14款2項6目土木費県補助金は、市町村土木事業費補助金の額の確定に伴い、減額いたす等のものであります。

60ページをお願いします。

16款1項1目一般寄附金は、株式会社ジェイテクト田戸岬工場様から4万2,657円を、4目総務費寄附金は、森 貞述様から100万円の御寄附をいただいたことに伴い、増額いたすものであります。

66ページをお願いします。

歳出について申し上げます。

2款8項1目基金費は、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金積立金を増額いたす等のものであります。

3款1項3目障害者在宅・施設介護費は、障害者自立支援給付事業のサービス利用者の増加等に伴い、障害福祉サービス等給付費を増額いたす等のものであります。

68ページをお願いします。

7目介護保険推進費は、消費税率の引き上げに伴う低所得者の第1号保険料の軽減強化に係るシステム改修費等が国の第2次補正予算に計上されたことに伴い、当該業務委託料を計上いたすものであります。

70ページをお願いします。

3款2項2目保育サービス費は、小規模保育事業について、今年度の事業費としてトイレ等改修工事費及び保育室空調設備設置工事費を計上いたすものであります。

4款2項1目ごみ処理・リサイクル推進費は、衣浦衛生組合分担金の額の確定に伴い、減額いたすものであります。

72ページをお願いします。

8款2項1目生活道路新設改良費は、国及び県からの補助金の状況を踏まえ、道水路維持管理事業では市道碧南高浜線及び市道東山中部線に係る道路橋梁修繕工事費を、市道新設改良事業では市道港線に係る道路改良工事費をそれぞれ減額いたすものであります。

74ページをお願いします。

9款1項1目消防費は、衣浦東部広域連合分担金の額の確定に伴い、減額いたすものであります。

76ページをお願いします。

10款2項1目学校管理費は、今後もPCB廃棄物の発生が見込まれることから、本年度の予算額を減額いたし、10款3項1目学校管理費は、事業費の確定等に伴い、減額いたすものであります。

以上が一般会計補正予算（第8回）の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（中村孝徳） それでは、議案第26号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書の17ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,037万9,000円を減額し、補正後の予算総額を37億563万6,000円とするものでございます。

補正予算説明書の98ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明申し上げます。

1款国民健康保険税は、一般現年分及び退職現年分の被保険者世帯数の減により全体で4,377万8,000円を減額いたすものでございます。

2款県支出金は、収入実績見込みに基づき全体で494万4,000円を減額いたすものでございます。

4款1項他会計繰入金は、一般会計繰入金の繰り入れ基準に基づく繰入額の確定等により1,714万3,000円を増額いたすものでございます。

100ページをお願いいたします。

6款3項雑入は、一般被保険者に係る返納金として120万円を増額いたすものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

102ページをお願いいたします。

1款総務費は、年間の実績見込みに基づき、印刷製本費を合わせて18万5,000円減額いたすものでございます。

2款保険給付費の4項1目出産育児一時金は、年間の実績見込みに基づき、126万円を減額いたすものでございます。

5款1項1目支払準備基金積立金2,893万4,000円の減額は、主に今回の補正に伴う財源調整を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第27号 平成30年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書23ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,256万9,000円を減額し、補正後の予算総額を4,981万5,000

円とするものでございます。

説明書の110ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款2項1目不動産売払収入6,256万9,000円の減額は、当初売却処分予定の代替用地等の売却収入がなくなったものでございます。

112ページをお願いいたします。

歳出は、1款1項1目土地取得費、17節の公有財産購入費6,573万4,000円の減額は、予定をいたしておりました代替地取得が見込めなくなったことによるものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第28号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書の29ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,789万7,000円を減額し、補正後の予算総額を16億3,059万3,000円とするものであります。

補正予算説明書の120ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款1項1目下水道事業費負担金1,205万7,000円の増額は、主に受益者負担金が徴収猶予されていた田畑が住宅建設などにより宅地等に変更されるなど、土地の利用状況が変更となった対象地の徴収猶予を解除したこと、及び一括納付の増加によるものでございます。

2款1項1目下水道事業使用料861万8,000円の増額は、下水道接続者がふえたこと等によるものでございます。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金3,548万円の増額は、社会資本整備総合交付金の内示額の確定によるものでございます。

次に、122ページをお願いいたします。

8款1項1目下水道事業債1億5,480万円の減額は、汚水施設建設事業の工事請負費及び物件移転補償費等の確定見込み等を考慮し、公共下水道の借り入れを1億2,890万円の減額と、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金の減額に伴う流域下水道の借り入れを2,360万円減額し、委託費の確定見込みを考慮し、公営企業の借り入れを230万円減額するものであります。

続きまして、124ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費13万2,000円の減額は、主に雨水貯留・浸透施設設置奨励補助金制度の利用状況によるものでございます。

1款1項2目維持管理費84万6,000円の増額は、下水道使用水量の増加等の理由で、衣浦東部流域下水道維持管理費負担金の増額によるものでございます。

1 款 2 項 1 目下水道建設費9,861万1,000円の減額は、主に15節工事請負費5,000万円の減額は工事請負費の確定見込みによるものでございます。

19節負担金、補助及び交付金2,392万1,000円の減額は、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金の確定見込みによるものでございます。

22節補償、補填及び賠償金2,080万円の減額は、下水道工事に伴うガス管、水道管等の移転補償費の確定及び確定見込みによるものでございます。

次に、128ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書において、当該年度中起債見込み額5億3,080万円は3億7,600万円とし、当該年度末現在高見込み額を補正前と比べ1億5,480万円少ない74億6,426万5,000円としております。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第29号 平成30年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書37ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ3,278万7,000円を減額し、補正後の予算総額を26億6,954万2,000円といたすものであります。

補正予算説明書138ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、3款1項国庫負担金、2項1目調整交付金、4款1項支払基金交付金、5款1項県負担金、7款1項他会計繰入金は、歳出の介護サービス等諸費の実績見込みに伴い、それぞれ減額いたしております。

3款2項4目保険者機能強化推進交付金は、本年度より市町村の自立支援・重度化防止等の取り組みを支援するために創設されたもので、このほど内示額が示され、計上いたしております。

140ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、2款1項1目居宅介護サービス給付費は、実績見込みにより減額いたしております。

3款1項1目保健福祉事業費は、保険者機能強化推進交付金の充実に伴う財源更正で、補正額はゼロ円であります。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金は、今回の補正による保険給付費の減額に伴い、積み立てを行うものであります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（中村孝徳） それでは、議案第30号 平成30年度高浜市後期高齢者

医療特別会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書の43ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ370万3,000円を減額し、補正後の予算総額を5億194万3,000円とするものでございます。

補正予算説明書の148ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料は、収入実績見込みに基づき1目特別徴収保険料を483万5,000円減額し、2目普通徴収保険料を203万3,000円増額いたすものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金として90万1,000円を減額いたすものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

150ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入の実績見込みにより保険料負担金等を370万3,000円減額いたすものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩をいたします。再開は13時。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第31号から議案第38号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議案第31号 平成31年度一般会計予算につきまして御説明を申し上げます。

予算書の5ページをお願いします。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ154億2,300万円と定めるものであります。

10ページをお願いします。

債務負担行為は、南部ふれあいプラザ及び南部第2ふれあいプラザ指定管理料を初め、12ページまでの26の事業について定めるもので、公の施設の指定管理料、パーソナルコンピュータ等借上料が主なものであります。

13ページの地方債は、児童センター改修事業を初め6つの事業について4億5,070万円を計上

いたすもので、小・中学校施設改修事業に係る地方債が主なものであります。

51ページをお願いします。

主な歳入について申し上げます。

1 款市税は88億3,636万円で、前年度比 1 億4,192万7,000円の増、過去最高額を見込むものであります。

56ページをお願いします。

1 款市税のうち、1 項 1 目個人市民税は30億5,071万5,000円を、2 目法人市民税は 7 億971万1,000円を、2 項 1 目固定資産税は38億3,180万8,000円を見込むものであります。

60ページをお願いします。

5 項 1 目都市計画税は、7 億6,472万8,000円を見込むものであります。

2 款地方譲与税の 3 項 1 目森林環境譲与税は、平成31年度の税制改正により創設され、交付されるものであります。

62ページをお願いします。

7 款 1 項自動車取得税交付金は、消費税率が10%に引き上げられた場合、自動車取得税が廃止されることから減額を見込む一方で、8 款 1 項環境性能割交付金は、自動車取得税にかわって課税される自動車税環境性能割の一部が交付されるものであります。

64ページをお願いします。

10 款 1 項地方交付税は、普通交付税は不交付を見込み、特別交付税は平成30年度と同額の 1 億円を見込むものであります。

12 款 1 項負担金は、保育所保育料保護者負担金ほか 1 億9,974万6,000円を、13 款 1 項使用料は、66ページをお願いし、市営住宅使用料、幼稚園授業料ほか 1 億535万5,000円を、68ページをお願いし、2 項手数料は、戸籍住民基本台帳手数料、可燃ごみ処理手数料ほか5,640万5,000円を見込むものであります。

14 款 1 項国庫負担金は、70ページをお願いし、児童手当負担金、子どものための教育・保育給付費負担金ほか17億2,627万7,000円を、2 項国庫補助金は、子ども・子育て支援交付金ほか、72ページをお願いし、1 億3,926万2,000円を見込むものであります。

15 款 1 項県負担金は、障害者自立支援給付費負担金、施設型教育・保育給付費等負担金ほか 6 億3,560万2,000円を見込むものであります。

80ページをお願いします。

17 款 1 項 1 目一般寄附金はふるさと応援寄附金6,500万円を見込み、18 款 1 項基金繰入金は、財源調整として財政調整基金繰入金 6 億834万8,000円を、公共施設等整備基金繰入金 2 億4,516 万円を計上いたす等のものであります。

88ページをお願いします。

21款1項市債は、4目教育債3億5,940万円ほか、4億5,070万円を計上いたすものであります。100ページをお願いします。

主な歳出について申し上げます。

2款総務費は、1項8目広報広聴活動費では、1. 広報広聴事業において、103ページの使用料及び賃借料にコンテンツマネジメントシステム等使用料を計上し、市公式ホームページのリニューアルを行ってまいります。

112ページをお願いします。

下段の1項18目防災対策費では、1. 防災活動事業において、115ページの委託料に市町村防災支援システム導入業務委託料を計上し、愛知県や気象庁等と連携した避難判断の迅速な意思決定及び災害情報の発信に役立ててまいります。

130ページをお願いします。

8項1目基金費では、ボートレースチケットショップ高浜環境整備協力金を教育振興・子育て支援基金に積み立て、活用してまいります。

140ページをお願いします。

3款民生費は、1項5目高齢者在宅・施設介護費では、4. 高齢者等生活支援事業において、保険料に個人賠償責任保険料を計上し、認知症の人が事故などを起こして損害賠償を求められる場合に備えて民間保険を活用した事業をスタートさせるほか、142ページの1項7目介護保険推進費では、3. 介護保険システム電算管理事業において、145ページの委託料に人工知能システム活用ケアプラン作成支援業務委託料を計上し、AIを活用したケアプラン作成の有効性について検証を行ってまいります。

152ページをお願いします。

2項2目保育サービス費では、2. 保育園管理運営事業において、155ページの扶助費に、本年4月開園のたかとりこども園の運営費を含めた施設型給付費を計上するなど、保育ニーズに対応した子育て環境を整えてまいります。

172ページをお願いします。

4款衛生費は、1項3目医療対策推進費では、2. 地域医療振興事業において、175ページの補助金に病院事業運営費補助金、移転新築補助金等を計上し、地域の医療ニーズに応じてまいります。

200ページをお願いします。

8款土木費は、5項4目公園緑化費では、1. 公園整備管理事業において、203ページの委託料に八幡公園公衆便所改修工事設計業務委託料を、工事請負費に後世山公園の遊具を更新するための公園等整備工事費を計上し、環境整備を図ってまいります。

210ページをお願いします。

10款教育費は、212ページをお願いし、1項3目教育指導費では、1. 教育指導事業においてプログラミング教育支援員謝礼及び自律型ロボットプログラミングキット購入費を計上し、高浜版プログラミング教育のモデル授業を確立してまいるほか、215ページの3. 児童生徒健全育成事業では、新たに学校司書を配置し、学校図書館の環境・運営改善、子供や教職員の利用促進につなげてまいります。

216ページをお願いします。

2項1目学校管理費では、1. 小学校維持管理事業において、219ページの委託料に高取小学校大規模改造事業実施設計等業務委託料並びに長寿命化計画策定基礎調査業務委託料及び長寿命化計画策定委託料を計上し、学校施設の大規模改造及び長寿命化を計画的に進めるとともに、あわせて、中段の工事請負費に港小学校の受変電設備、照明設備等の更新工事費、吉浜小学校及び翼小学校の施設改修工事費を計上し、教育学習環境の整備を図るほか、高浜小学校東側法面改修工事費を計上いたしております。

222ページをお願いします。

3項1目学校管理費では、2. 中学校維持管理事業において、委託料に長寿命化計画策定基礎調査業務委託料を計上し、長寿命化を計画的に進めるとともに、225ページの工事請負費では、高浜中学校においてクラス増が見込まれるため、音楽室増築工事費及び既存音楽室普通教室化工事費を計上するほか、高浜中学校及び南中学校の照明設備の更新工事費、南中学校の施設改修工事費を計上し、教育学習環境の向上を図ってまいります。

230ページをお願いします。

5項2目生涯学習機会提供費では、3. 生涯学習施設管理運営事業において、233ページの委託料に地域交流施設運営業務委託料を計上し、本年4月から一部供用開始する集会室、和室等の運営を委託するほか、2期工事で整備されるメインアリーナ・サブアリーナなど工事完成後の供用開始に向けた協議等を行ってまいります。

242ページをお願いします。

12款1項公債費は、借り入れ残高の減少に伴い、前年度比5,275万3,000円減の7億9,426万8,000円を計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（中村孝徳） それでは、議案第32号 平成31年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の17ページをお願いいたします。

平成31年度高浜市国民健康保険事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ32億2,790万円と定めるもので、前年度比7.8%、2億7,345万4,000円の減といたしております。

まず、歳入について御説明申し上げます。

予算説明書の284ページをお願いいたします。

1 款国民健康保険税は全体で8億7,692万8,000円とし、前年度比3.2%、2,919万2,000円の減を見込んでおります。

内訳といたしまして、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税では、1 節医療給付費分現年課税分から286ページの6 節介護納付金分滞納繰越分まで、合わせて8億7,122万3,000円を見込み、2 目退職被保険者等国民健康保険税につきましても、1 節医療給付費分現年課税分から6 節介護納付金分滞納繰越分まで、合わせて570万5,000円をそれぞれ見込んでおります。

なお、現年課税分の積算に当たりましては、平成30年度の本算定時の課税総所得金額等に基づき算出しており、収納率につきましても、平成30年度の実績見込みを踏まえ設定いたしております。

次に、2 款県支出金は全体で20億3,863万6,000円とし、2 億4,682万9,000円の減を見込んでおります。

4 款繰入金は全体で2 億9,839万2,000円とし、1 項 1 目一般会計繰入金につきましても、保険基盤安定制度及び職員給与費等の繰り入れ基準に従って一般会計から繰り入れを行うとともに、福祉医療波及分の繰り入れをいたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

292ページをお願いいたします。

1 款総務費は全体で7,503万6,000円とし、職員9人分の人件費のほか、国保事業の運営や国保税の賦課徴収等に係る経費を計上いたしております。

294ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、平成30年度の実績見込み額に基づき全体で20億3,524万4,000円を見込み、前年度比10.9%、2 億4,995万円の減といたしております。

主な内訳としては、1 項 1 目一般被保険者療養給付費を17億6,064万円、2 目退職被保険者等療養給付費を1,683万9,000円、3 目一般被保険者療養費を2,244万円、2 項 1 目一般被保険者高額療養費を2 億400万円といたしております。

296ページをお願いいたします。

4 項 1 目出産育児一時金及び5 項 1 目葬祭費は、年間交付件数を見込み計上しております。

3 款国民健康保険事業費納付金は、県が最新医療費及び所得水準により算定を行った本市分の納付金の確定額として、全体で10億6,016万5,000円を計上しております。

298ページをお願いいたします。

4 款保健事業費は4,401万9,000円を計上しており、主な事業として特定健康診査等事業、診療報酬明細書レセプト点検事業、医療費通知事業、健康診査費用助成事業及びデータヘルス計画に

伴う国保ヘルスアップ事業を実施してまいります。

300ページをお願いいたします。

7款諸支出金は、前年度に係る償還金及び還付加算金として330万7,000円を見込んでおります。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第33号 平成31年度高浜市土地取得費特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書23ページをお願いいたします。

平成31年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ4,165万3,000円とするもので、前年度対比2,616万9,000円の減額となっております。

説明書の320ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目基金運用収入及び2目財産貸付収入は、それぞれ所有地の貸し付けにより168万3,000円を見込み、計上いたしております。

2項1目不動産売払収入の3,996万円は、土地取得費特別会計所有地の600平方メートルの処分を見込んで計上いたしております。

322ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目土地取得費の主なものは、13節委託料95万2,000円は、売払予定地等の用地測量業務委託料として2件分、及び保有する土地の草刈業務委託料として計上をいたしております。

17節公有財産購入費3,996万円は、土地売り払い処分に伴い、土地取得費特別会計用地の取得600平方メートルを見込んで計上いたしております。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第34号 平成31年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の29ページをお願いいたします。

平成31年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ3,485万円とするもので、前年度対比84万円の増額となっております。

32ページをお願いいたします。

債務負担行為は、三高駅西駐車場指定管理料について定めるものでございます。

説明書の330ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目駐車場使用料3,484万8,000円は三高駅西駐車場使用料で、前年度対比84万円の増額を見込み計上いたしております。

332ページをお願いいたします。

歳出は、1款1項1目駐車場管理費の主なものは、11節修繕料350万9,000円は、駐車場施設の経年劣化等に対応するため、外灯及び場内照明器具等の更新を予定いたしております。

13節委託料1,591万8,000円は、駐車場の指定管理者でございます株式会社日本メカトロニクスへの指定管理料でございます。

14節使用料及び賃借料540万円は、駐車場敷地の所有者であります名古屋鉄道株式会社への借地料でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第35号 平成31年度高浜市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の35ページをお願いいたします。

保険事業勘定における予算総額は、歳入歳出それぞれ26億2,594万1,000円と定めるもので、前年度対比1.9%、5,008万6,000円の増といたしております。また、介護サービス事業勘定における予算総額については、歳入歳出それぞれ4,639万7,000円と定めるもので、前年度対比0.5%、22万8,000円の増といたしております。

予算説明書344ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、1款保険料は、前年度対比1.9%増の6億6,029万5,000円を見込んでおります。

348ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料は、一般介護予防事業における宅老所やIT工房などの使用料が主なものであります。

3款国庫支出金は、前年度対比1.9%増の5億4,438万8,000円で、介護給付費負担金、350ページの調整交付金、地域支援事業交付金などを、4款支払基金交付金では6億6,798万4,000円を、5款県支出金では3億6,216万4,000円を、保険給付費や事業費に対する割合に応じてそれぞれ計上いたしております。

352ページをお願いいたします。

7款1項一般会計繰入金は、前年度対比3.3%増の3億8,888万円を計上いたしております。

356ページをお願いいたします。

9款3項雑入は107万6,000円で、介護用品等給付費本人負担金や宅老所送迎利用者実費収入が主なものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

358ページをお願いいたします。

1款総務費は、前年度対比4.6%増の6,255万4,000円で、職員4人分の人件費のほか、被保険

者証などの作成、賦課徴収、介護認定審査会、介護認定調査及び介護保険審議会などに係る経費をそれぞれ計上いたしております。

362ページをお願いします。

2款保険給付費は、前年度対比2.0%増の24億2,622万5,000円で、1項介護サービス等諸費では、居宅介護、地域密着型介護、施設介護などのサービス給付費として22億3,920万9,000円を計上いたしております。

2項介護予防サービス等諸費では、要支援の方に対する介護予防や地域密着型介護予防などのサービス給付費を、3項では高額介護サービス費を、4項では高額医療合算介護サービス等費をそれぞれ計上いたしております。

366ページをお願いいたします。

2款6項特定入所者介護サービス費は、低所得の方が介護保険施設に入所した際、負担限度額を超える食費と居住費について補足的な給付を行うものであります。

3款保健福祉事業費は、前年度対比3.9%増の540万3,000円で、介護用品等の給付や住宅改修に係る補助金、いわゆる横出しサービスとして係る経費の23%分を計上いたしております。

4款地域支援事業費は、前年度対比4.4%減の1億2,532万1,000円で、1項介護予防事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費として、訪問型サービスや通所型サービス、介護予防ケアマネジメントに係る経費をそれぞれ計上いたしております。

368ページをお願いいたします。

4款2項一般介護予防事業費では、宅老所などの指定管理料などのほか、生涯現役のまちづくり事業に関する経費を計上いたしております。

370ページをお願いいたします。

4款3項包括的支援事業・任意事業費では、地域包括支援センター運営事業、権利擁護事業などのほか、374ページの在宅医療・介護連携推進事業では、在宅医療・介護連携推進事業業務委託料を計上し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に取り組んでまいります。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。

396ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1款使用料及び手数料は、前年度対比83.8%増の975万7,000円で、介護予防サービス計画手数料及び総合事業手数料が主なものであります。

2款繰入金は、職員給与費等繰入金として3,663万8,000円を一般会計から繰り入れるものであります。

398ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款1項介護予防支援事業費は、介護予防サービス計画の作成などに係る職員7人分の人件費のほか、臨時職員の雇用に要する賃金など、合わせて4,639万7,000

円を計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（中村孝徳） それでは、議案第36号 平成31年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の43ページをお願いいたします。

平成31年度高浜市後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ5億276万7,000円と定めるもので、前年度比0.8%、421万8,000円の減といたしております。

まず、歳入について御説明申し上げます。

予算説明書の414ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料は、前年度比0.7%、278万8,000円増の3億9,715万2,000円を見込み、特別徴収に係る保険料として全体の約49.30%、1億9,580万6,000円を計上し、普通徴収に係る保険料として全体の約50.70%、2億134万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

3 款繰入金は、前年度比6.6%、700万6,000円減の9,954万8,000円を見込み、人件費等に係る職員給与費等の繰入金として3,127万円、保険料の軽減実施に伴う減収分を補うための保険基盤安定繰入金として6,827万8,000円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

418ページをお願いいたします。

1 款総務費は、全体で前年度比15.4%、567万7,000円減の3,127万4,000円で、人件費のほか、後期高齢者医療推進事業及び保険料徴収事業に係る事務的経費であります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比0.3%、145万9,000円増の4億6,544万3,000円を見込み、保険料負担金として3億9,716万5,000円、保険基盤安定負担金として6,827万8,000円を計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第37号 平成31年度高浜市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計予算及び説明書の3ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量は給水栓数2万260栓を見込み、年間総給水量は過年度の実績及び本年の給水状況等を考慮し、前年度より1万6,000立方メートル増の516万4,000立方メートルを予定いたしております。

1 日平均給水量1万4,109立方メートルは、年間総給水量を366日で除して算出した水量でございます。

主要な建設改良事業は、配水管網等布設整備工事として2,750万円、水道施設近代化工事として3億4,731万2,000円をそれぞれ予定し、施設整備を進めてまいります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、第1款水道事業収益は、前年度対比で1.6%、1,439万4,000円増額の8億9,296万3,000円を見込み、水道事業費用では、第1項営業費用で県水受水費を含む配水及び給水費、総係費、固定資産減価償却費等8億977万6,000円、第2項営業外費用で支払利息等3,093万9,000円、第4項で予備費300万円としており、前年度対比でマイナス0.8%、651万円減額の8億4,371万5,000円を予定いたしております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、重要給水施設配水管布設替工事、下水道工事に伴う配水管移設工事等、計画的に耐震管に布設がえを進めるとともに、老朽化した配水場のポンプ及びポンプ制御盤の更新を実施するための建設改良費として3億9,253万5,000円、企業債償還金を5,217万7,000円とし、資本的支出額を前年度対比でマイナス4%、1,839万8,000円減額の4億4,471万2,000円を予定し、これら事業の財源として企業債、出資金、負担金、補助金で資本的収入額を1億2,677万3,000円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対して不足をします額3億1,793万9,000円につきましては、減債積立金5,217万7,000円及び建設改良積立金6,000万円を取り崩し、残りを損益勘定留保資金等の内部資金で補填することといたしております。

4ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額でございまして、配水管布設替工事実施設計業務委託料1,500万円について限度額を定めるものでございます。

第6条は、起債の目的、限度額等について定めるもので、水道施設整備事業に対して2,000万円の起債を予定するものでございます。

第7条から第11条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用等について一般的事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第38号 平成31年度高浜市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

下水道事業は、平成31年度より地方公営企業法の財務規定等を適用することから、今回予算より企業会計方式を採用し、収益的収入及び支出であります3条予算、資本的収入及び支出であります4条予算に区分しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

別冊の下水道事業会計予算及び説明書の3ページをお願いいたします。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量は、水洗化人口2万4,700人、年間総処理水量は271万1,120立方メートル、1日平均処理水量7,407立方メートルは、年間総処理水量を366日で除して算出した水量でございます。

主要な建設改良事業は、管渠築造工事費として6億9,075万3,000円を予定し、施設整備を進め

てまいります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、第1款下水道事業収益9億3,205万7,000円を見込み、下水道事業費用では、第1項営業費用で維持管理費を含む管渠費、流域下水道維持管理負担金、固定資産減価償却費等7億3,679万5,000円、第2項営業外費用で支払利息等1億3,538万6,000円、第3項特別損失で手当等の引当金425万1,000円、第4項で予備費100万円としており、合計8億7,743万2,000円を予定いたしております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、平成32年度以降施工予定区域等の設計業務委託、論地処理分区、上畑第2処理分区、浜第2処理分区の計3処理分区で約19.2ヘクタールの管渠築造工事、水道管、ガス管の移転補償費、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金などとして8億9,859万8,000円、企業債償還金4億6,970万5,000円を予定し、これら事業の財源として、企業債、出資金、補助金、負担金で資本的収入額を11億1,154万円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対して不足をします額2億5,742万7,000円につきましては、損益勘定留保資金等の内部資金で補填することといたしております。

4ページをお願いいたします。

第4条の2は企業会計移行に伴い特例的収入及び支出を定めるもので、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する金額は、未収金が6,728万2,000円、未払金が3億1,816万6,000円といたしております。

第5条は起債の目的、限度額等について定めるもので、下水道施設整備事業に対して5億5,510万円の起債を予定するものでございます。

第6条から第9条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用等について一般的事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第10 報告第1号から報告第3号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、報告説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 報告第1号 平成31年度高浜市土地開発公社の経営状況について、その概要を御報告申し上げます。

事業計画及び予算書の2ページをお願いいたします。

平成31年度に実施しようとする事業としましては、市の南部地区にございます市道港線の横浜橋より南側の視距改良及び歩道設置事業に係る用地の取得・処分、それと田戸町の信号交差点の歩道設置事業に係る用地の取得を予定しておりまして、新たに151平方メートルの用地を取得し、

14平方メートルの用地を処分する計画としております。

次に、予算でございますが、4ページをお願いいたします。

第3条収益的収入及び支出のうち収入、第1款事業収益は2,775万7,000円、内訳としましては、公有地取得事業収益と附帯等事業収益でありまして、公有地取得事業収益は用地の処分に伴う収入額、附帯等事業収益は不動産貸し付け等の収入でございます。

次に、第2款事業外収益は8,000円で、内訳としましては、受取利息と雑収益でありまして、受取利息は定期預金及び普通預金の受取利息、雑収益は電柱の占用料でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

支出でございますが、第1款事業原価2,653万2,000円は、公有地の処分に伴う原価でございます。

第2款販売費及び一般管理費115万円は、役員報酬及び法人市県民税や不動産の貸し付けに伴う公租公課の支出が主なものでございます。

第3款予備費1,000円は枠取りでございます。

次に、第4条資本的収入及び支出のうち収入、第1款資本的収入は8,145万8,000円で、内訳は借入金と造成事業費用振替収入で、新たな用地取得に伴う費用や、保有地の維持管理などに伴う費用の支出に対する借入金と、用地の処分に伴う収入額を収益的予算から資本的予算に振りかえる造成事業費用振替収入でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出は8,145万8,000円で、内訳は公有地取得事業費と償還金で、新たな用地取得に伴う費用や保有地の維持管理などに伴う費用を支出する公有地取得事業費と公有地の処分に伴う借入金の償還金でございます。

次に、第5条借入金でございますが、用地取得造成事業資金に充てるため、15億円を限度として市内に営業所を持つ金融機関及び高浜市から借り入れることとし、利率につきましては借り入れ先と協議して定め、用地売却代金を収納した都度、償還するものとしております。

次に、9ページをお願いいたします。

資金計画でございますが、当年度の受入資金は、事業収益、事業外収益、借入金及び繰越金で1億2,102万4,000円を予定しており、支払資金は、販売費及び一般管理費、予備費、公有地取得事業費及び償還金で8,260万9,000円を予定しております。

次に、10ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。

1. 事業収益と2. 事業原価の差122万5,000円が事業総利益となっており、その事業総利益から3. 販売費及び一般管理費115万円を差し引いた7万5,000円が事業利益となっております。また、その事業利益に4. 事業外収益の8,000円を加算し、5. 予備費の1,000円を差し引いた8万2,000円が経常利益及び当期純利益となっております。

次に、11ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

まず、資産の部であります。1. 流動資産と2. 固定資産の合計5億1,004万9,000円が資産合計となり、負債の部としましては、1の固定負債4億882万円が負債合計となっております。

資本の部としましては、1. 資本金と2. 準備金の合計1億122万9,000円が資本合計となっており、負債資本合計は資産合計と同額の5億1,004万9,000円でございます。

以上で、平成31年度高浜市土地開発公社の経営状況についての御報告とさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 報告第2号 平成31年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について御報告を申し上げます。

事業計画書及び収支予算書の2ページ、事業計画総括表をお願いします。

平成31年度の受託事業は、1. 公共施設維持管理事業から10. 観光サービス事業まで43事業の実施を予定し、会社独自の自主事業は、11. 物販・リース事業の4事業に取り組むことといたしております。

なお、各事業の詳細につきましては、4ページから16ページまでの事業計画明細書のとおりであります。

18ページをお願いします。

収支予算書について申し上げます。

初めに、収入は、1款営業収入6億2,572万3,000円と2款営業外収入を合わせまして6億2,586万9,000円を予定いたしております。

次に、支出は、1款営業費用は5億8,226万5,000円で、これに2款営業外費用、3款法人税等、4款消費税及び地方消費税を合わせまして6億2,438万4,000円を予定いたしております。収入との差し引きで、148万5,000円の黒字を見込んでおります。

19ページの貸借対照表をお願いします。

資産の部は、流動資産は、現金・預金、未収入金など2億7,061万円、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産など904万2,000円、資産合計は2億7,965万2,000円を見込んでおります。

負債の部は、流動負債は、買掛金から賞与引当金まで5,542万円、固定負債は長期リース債務45万4,000円、負債合計は5,587万4,000円を見込んでおります。

純資産の部は、株主資本は、資本金5,000万円と利益剰余金1億7,377万8,000円を合わせまして、純資産合計は、2億2,377万8,000円を見込んでおります。

20ページの損益計算書をお願いします。

売上高は5億8,172万3,000円を見込み、その内訳は、22ページをお願いし、売上高明細書のとおりであります。

20ページにお戻りをお願いいたします。

販売費及び一般管理費は5億1,466万5,000円を見込み、その内訳は、23ページをお願いし、販売費及び一般管理費明細書のとおりであります。

20ページにお戻りをお願いします。

経常利益は221万3,000円を見込み、税引後の当期純利益は148万5,000円を見込むものであります。

最後に、21ページの株式資本等変動計算書をお願いします。

利益剰余金は、利益剰余金合計欄のとおり、前期末と当期を合わせまして1億7,377万8,000円を見込むものであります。

報告第2号の報告は以上のとおりでございます。

続きまして、報告第3号 専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。

本件は、市有自動車の物損事故による損害賠償額の決定に関し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により御報告をさせていただくものであります。

事故の概要でございますが、平成30年12月26日に訪問先の個人宅駐車場から市有自動車を発進させたところ、車両左側側面が駐車場のコンクリートブロックと接触し、コンクリートブロックを損傷させたものであります。

本事故に係る損害賠償額を1万7,280円に決定をいたしましたので、その御報告を申し上げるものでございます。

報告は以上のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） ただいまの報告第1号から報告第3号までは、報告事項ですので、御了承願います。

○議長（鈴木勝彦） 日程第11 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び高浜市議会会議規則第158条の規定により、お手元に配付してありますとおり、議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、2月25日午前10時であります。

本日はこれにて散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後 1 時51分散会
